

## 建設型応急住宅の空き住戸の有効活用に関するガイドライン

### 1. 本ガイドラインの趣旨

災害救助法に基づき石川県内に整備した建設型応急住宅について、被災者の居住を最優先としつつ、被災者の退去に伴い生じた空き住戸を、地域の実情に応じて復旧・復興に必要な者等が一時的に使用する（以下「空き住戸の有効活用」という。）場合の取扱いの方針を定めるもの。

### 2. 適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、令和5年奥能登地震、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災者のため整備した建設型応急住宅のうち、被災者の退去に伴い生じた空き住戸について適用する。
- (2) 本ガイドラインの適用期間は、建設型応急住宅の供与期間内とする。

### 3. 基本方針

- (1) 建設型応急住宅は、被災者の入居を最優先とし、空き住戸の有効活用は、復旧・復興に必要な者の住まいが不足する場合の例外的な取扱いとする。
- (2) 空き住戸の有効活用においては、対象住戸・入居対象者・家賃は、本ガイドラインを参考に、地域の実情に応じて市町が定めるものとする。
- (3) 空き住戸の有効活用に係る入退去事務は、市町が行うものとする。

### 4. 定義

本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 仮設団地  
複数の住宅棟や施設（集会所等）の集合体をいう。
- (2) 棟  
仮設団地を構成する個々の建物をいう。
- (3) 住戸  
棟を構成する個々の住居をいう。

### 5. 対象住戸

対象となる建設型応急住宅の住戸は、次に掲げる要件に全て該当するものを基本とし、市町が定めるものとする。

- (1) 対象とする空き住戸を含む仮設団地に、入居を希望する被災者が見込まれないこと
- (2) 対象とする空き住戸を含む仮設団地に、より広い間取りへの住み替え等が可能な空き住戸があること
- (3) 有効活用を行う空き住戸を含む建設型応急住宅の棟の一部に、現に被災者が入居しているなど、建築基準法第85条に規定する応急仮設建築物の用途に合致するものであること
- (4) 市町のまちづくり計画又は仮設団地の集約・撤去の計画及び実施に支障がないと判断されるものであること
- (5) 空き住戸の有効活用により、仮設団地のコミュニティ維持に支障がないと判断されるものであること

### 6. 入居対象者

対象となる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを基本とし、市町が定めるものとする。

- (1) 復旧・復興に従事する他自治体からの派遣職員や中長期ボランティア
- (2) 医療、看護又は介護従事者であって、住む家がない者

- (3) 地元に戻りたいが、被災して住む家がない者
- (4) 被災地での就職・事業活動のため居住を希望するが、住む家がない者
- (5) 土地区画整理事業などの復興関連事業により、一時的な転居を必要とする者
- (6) その他市町が特に認める者

## 7. 家賃等

- (1) 入居者との契約は、1年未満の期間を定めた定期建物賃貸借契約により行う。
- (2) 市町は、入居者から家賃を徴収するものとし、その月額は以下に掲げる額を基本とし、市町が定めるものとする。

間取り	月額（円）
1K	15,000
2K	22,000
3K	29,000

- (3) 入居者が入居又は退去した場合において、その月の入居の期間が一月に満たないときは、その月の家賃は日割計算によるものとする。
- (4) 家賃の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

## 8. 個人情報の取扱い

入居手続きに伴い取得した個人情報は、本ガイドラインに基づく審査・管理の目的に限り使用し、適正に取り扱うものとする。

## 9. その他

- (1) 本ガイドラインに定めのない事項については、被災者の生活再建支援の目的を損なわない範囲で市町が必要に応じて別途定めることができる。
- (2) 本ガイドライン施行後に不測の事態が生じた場合は、必要に応じて本ガイドラインを改定するものとする。

本ガイドラインは、令和7年12月5日から施行する。